

名張市中山間ふるさと・水と土保全対策基金の設置、管理及び処分に関する
条例の廃止について

1. 廃止の趣旨

名張市中山間ふるさと・水と土保全対策基金は、中山間地域における土地改良施設の機能を適正に発揮させるための集落共同活動の強化に対する支援事業を行うために設置したものであり、農業の生産条件が不利な中山間地域における活動を支援する中山間地域等直接支払交付金事業及び農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金事業における山村振興地域への交付金の財源として充当してきました。

今回、令和5年度をもって基金の全額を上記の事業に充当することに伴い、本基金の設置根拠である、名張市中山間ふるさと・水と土保全対策基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止しようとするものです。

2. 施行期日

令和6年4月1日から施行します。